

—— 特集・変成する言葉—— 古代文学の書物・—— シンポジウム(1) 異物化する文字と音声—— 文字によって喚起される音声が見知
 身体・知

文字を欲望する音声

—— 「表字音声」概念の批評的射程 ——

大杉 重男

「表字音声」とは「表音文字」を転倒させた概念である。音を表す文字があるなら、文字を表す音声を考えることもできる。特に漢字に対する日本語の在り方を考える時、「表字音声」という概念は、日本語の特性を記述することに役立つのではない。ここでは、拙稿「時枝国語学の死角的起源——「父」のエクリチュールと「表字音声」としての日本語」¹並びに古代文学会シンポジウムでの発表を踏まえて、「表字音声」概念の批評的射程を測定することを試みたい。

そのためにまず文字の概念を整理してみる。通常文字は「表音文字」と「表意文字」に分類される。そして最近では「表意文字」は「表語文字」と呼ばれるようになって来ている。河野六郎はこの間の事情を次のように要約している。

今日までに知られているすべての文字は普通大別して表音文字と表意文字の二つに分けられる。ローマ字のようなアルファベットや仮名は表音文字と言ひ、漢字のような文字は表意文字と呼ばれる。しかし表意文字という名称にはいささか問題がある。表意文字 (ideograph) とは、意すなわち観念を

表す文字ということであるが、純粹な意味で直接観念を表す文字といへば、アラビア数字くらいのものである。1は「一」という数の観念を表す。ところが、漢字は必ずしもそうではない。漢字の一は、漢字を使っている所では、なるほどこれをどう読むにせよ、数「一」を表すけれども、他の所では1のように普遍的ではない。また漢字の日・月のような、いわゆる象形の字はその原形では直接「日」「月」の観念を呼び起すにしても、楷書の形ではそうはいかない漢字の七、八割を占めるいわゆる形声の字になると、直接には表意ということとはできない。漢字全般を通じて言えることは、その一字一字が本来中国語の一語一語を示すということであつて、その意味では表意文字というよりは表語文字といふべきである。そこで近頃では logograph (表語文字) と言うようになって来ている。漢字は本家の中国ではもちろん、漢字を、大量に借用して、漢語にのみ用いる朝鮮では上の原則が当てはまるが、日本の場合は若干事情が異なる。漢語は言うまでもなく漢字で示すけれども、日本には昔から漢字の訓読という習慣があつて、日本語の語を漢字で表すことがある。日をとと読

むがごときがそれである。しかし漢字を表語的に使うということには変りがない。もっともいわゆる「宛字」は別である。例えば出鱈目がデタラメを表すのは、それぞれの字の訓をさらに表音的に使っているのであって、これはもとより派生的な用法である。中国でも外国語の固有名詞などを表す場合には漢字を表音的に使う。³⁾

河野によれば、従来「表意文字」と呼ばれて来たものは、大方問題なく「表語文字」と言い換えることができる。しかし河野は日本語については一定の留保をする。それは「宛字」という例外があるからである。「例えば出鱈目がデタラメを表すのは、それぞれの字の訓をさらに表音的に使っているのであって、これはもとより派生的な用法である」。

河野はここで、日本語の文字法を、非派生的な、本来的な用法と、派生的な、非本来的な用法とに分割し、そして後者を視界から除くことによつて、「表意文字」を「表語文字」に言い換える。だが「派生的」とはどういうことか。それは本来的なものより後に生じたものであり、日本語の文字法の起源から遠いものであるという意味を含む。この遠近法が「表語文字」という概念を日本語に適用することを可能にする。しかしこの遠近法は、一つの形而上学であり、ドクサである。それは文字通り「デタラメ」なものを「派生的」として日本語の起源から遠ざけようとする動機に支配されている。

そもそも「宛字」(「当字」)とは、「漢字本来の意味に関係なく、その音、訓だけ借りて、ある語の表記に当てる漢字の用法」⁴⁾と

される。「漢字本来の意味」からの断絶が、「宛字」成立の条件である。ここで疑問なのは、なぜある語の表記に漢字を当てる必要があるのか、平仮名や片仮名を当てるだけで十分ではないのかということである。「デタラメ」はなぜ「デタラメ」と表記されるだけで満足されず「出鱈目」と表記されるのか。

そこには仮名はあくまで「仮」の「名」⁵⁾表記であつて、本物の表記ではないという意識がある。本当の表記は漢字による表記であるという意識が「宛字」の源泉にある。「デタラメ」という仮名表記は、仮の表記であり、そして本当の表記を求めている。この意味でそれは「表語文字」と言うべきかもしれない。だがそれは仮の文字であり、まだ文字になっていない音声であると考えるなら、それはより適切に「表語音声」と名づけるべきではないか。

日本語の音声は文字によつて補足されることで初めて完全な言語となる。たとえば「デタラメ」は文字を欲望し、「出鱈目」という表記を獲得することで自己を「語」として確立する。ただここで重要なのはその補足すべき文字は、補足される音声と内在的な関係を持たないということである。「デタラメ」が「出鱈目」と表記されなければならない必然性はない。それは別の文字であつても良かった。どんな文字が当てられるかは問われないが、何かしら文字が当てられる必要がある。自分を包む文字を欲望する音声がたまたま見つけた文字が「出鱈目」であつたということである。「出鱈目」が「デタラメ」の「宛字」であるとすれば、「デタラメ」は原⁶⁾文字と言うべき未知の文字の「宛音」であると考えられる。

この原「文字」は、論理的仮構であつて、決して実証的に現前することは無い。たとえば結果的に日本語は「デタラメ」に「出鱈目」という漢字を宛てる。しかしこの「出鱈目」は「デタラメ」が本来的な自分の身体として欲望する原「文字」とは完全には一致しない。日本文はこの意味で起源からの根源的な疎隔を内蔵している。吉本隆明が「言語にとつて美とはなにか」において提示した有名な「原始人」の寓話はこの観点から読み直すことができる。吉本は象徴言語の起源を「原始人が海をみて、自己表出として〈海〉といったとき〈へう〉という有節音声は、いま眼のまゝにみている海であるとともに、また他のどこかの海をも数概念として抽出していることになる」と描いているが、文字を知らないはずの「原始人」が〈海〉と言うことはどういふことか。それは、「海」という文字である必然性はないにしろ、何かしらの文字的なものへの欲望が「原始人」の〈へう〉という有節音声には込められており、少なくとも日本語がその始まりから「表字音声」であり、文字への欲望と不可分なものであることを示している。

日本語にとつて、漢字の受容が同時に文字そのものの受容であり、そしてその体験が決定的なものであつたことはしばしば論じられて来た。漢字の導入は同時に漢語の導入でもあつたが、漢語は日本語にとつて単なる外来語ではなく、むしろ日本語の不可欠な一部であり、日本語を日本語として成立させる契機でもあつたと言える。本居宣長が「古事記」に見ようとするとような漢字導入以前の原初的な口頭言語としての「やまとことば」は、漢語の訓読がもたらした転倒的な幻影であり、虚構に過ぎ

ない。子安宣那はこの事態を踏まえて、漢字は「自国の言語とともにその文化の成立に不可避的にかかわる他者」であるとして述べている。⁶⁾

しかし子安は漢字の「不可避の他者」としての位相のみを見て、それが「不可能の他者」でもあることを見ない。それは子安の漢字論が訓読の問題に終始し、音読の問題にほとんど触れないことと相関する。子安は漢語を「己れに異質な他者として自己の圏外に排他的に措定していく」宣長の言説を批判しながら、訓読にのみ考察の焦点を当てることで、かえつて漢語を排除する宣長の構造を反復してしまう。漢語の日本語性を考えるにはまず、音読という行為について現象論的に考える必要がある。

すなわち漢語を音読することが、日本語の行為であるとしても、そこに発せられた音は、その漢語を構成する漢字がもとめたと表していたはずの音とは異なつたものでなくてはならない。音読は漢字が表す原音を模倣しながら、それとは異なる音でなければ音読にならない。それはちょうど擬音語が自然音そのままではないのと同じである。音読にとつて漢字の原音は、それにとりつくことが不可能な他者である。この不可能性は、逆立ちした形で、いわゆる「やまとことば」を漢字によつて音表記した時にも生じる。たとえば「アメツチ」を「阿米都知」と表記する時、「阿」「米」「都」「知」という四つの漢字がそれぞれ指す本来の漢語音は、「やまとことば」の「ア」「メ」「ツ」「チ」という四つの音と異なる音であるはずである。つまりここでは漢語音は「阿」「米」「都」「知」という字を表す「表字音声」ではあつても、「ア」「メ」「ツ」「チ」という「やまとことば」

の音を直接に表す音声ではありえない。ある音によってそれは別の音を表すことはできない。だが日本語はそれが可能であるかのように欲望する。この欲望が「表字音声」的構造を生む。すなわち「ア」「メ」「ツ」「チ」は「阿」「米」「都」「知」という漢字によって表されることで逆に「阿」「米」「都」「知」という漢字を表し、そのことを通して「阿」「米」「都」「知」が本来表していた漢語音をも表すように感覺される。ラカンが日本語について述べた有名な言葉（「自分の国語のなかで支那語を話す」）がそこでは確かに可能であるように想像される。しかしそれはあくまで想像であつて、現実には不可能である。

「表字音声」という概念は、漢字を「不可能の他者」として考え直す契機となりうる。それは、子安の言い方を書き換えるなら、漢字とは自国の言語とその文化の成立に不可能にかかわる他者でもあるということである。不可能にかかわるとはどういうことか。漢字は漢語音と和語音を一致させる幻想を可能にすると同時にその不可能性を認識させるのであり、日本文化を可能にすると同時に不可能にする。この不可能性の実感が、漢字を日本語から追放しようとするこれまた不可避にして不可能の欲望を生み出すことになる。

子安は、「日本人による漢字以外の表記文字の選択の可能性を夢見」る日本語学者を批判し、「漢字なくして日本語の現実的存立はない」と主張する。だがこの漢字の日本語にとつての「不可避性」を子安は経験的にしか主張できていない。日本語が漢字以外の文字と出会っていた可能性はあるのであり、その時日本語は現在とは異なったものになつていたことは間違いない。

い。もちろんそれは漢字に出会わなかつた日本語が、より論理的だつたり音声的であつたり、話し言葉に近かつたり、わかりやすかつたりしただろうことを意味しない。日本語が漢字以前にアルファベットに出会っていたら、日本語は今ほど発達できずプリミティブな段階にとどまつて、そのままビジン言語化していたかもしれない。

いずれにしろ日本語にとつて「不可避」であるのは、漢字という具体的な歴史的な文字の体系ではなく、いかなる文字を容したとしても、そこにおいて生じてしまう「表字音声」的構造であるように見える。この構造は、明治維新後の言文一致運動以後、シジフォスのように繰り返される漢字を排除して日本語を固有の言語に還元しようとする試みにおいて、危機的な形であらわになる。

時枝誠記の父時枝誠之が提唱した「ネオ・ジャパニーズ」(Neo-Japanese) は、その典型的な事例であると考えることができ。誠之は、横浜正金銀行の行員としてインドやアメリカの支店に勤務した経験を踏まえて、「国語国字問題」を最終的に解決する方法として、「ネオ・ジャパニーズ」という新しい日本語を作ることを大正初期に提唱する。それは単に日本語をアルファベット表記するだけでなく、その中から漢語を排除し、代りに英語を補充するということである。誠記の回想によれば、誠之は「国語の要素」を「物質的要素」(physical element) と「精神的要素」(psychological element) に分け、後者は「国語の文法語格に関する語で、国語の不易の部分」だが、前者は「自由に改変し得る部分」であると見なした。漢語はこの後者の部分

であり、誠之は漢語の代りに英語を置くことができると考えた。たとえは「Ministers wa directy niwa Emperor ni mata indirecty niwa people ni responsible de aru」というような文章が「ネオ・ジャパニーズ」の実践例となる。

当時のローマ字論者川副桜喬は、誠之のこの発想を行き過ぎであると批判している。川副は、日本語から漢語を駆除することには賛成するが、その代りに英語を入れることに納得しない。それでは日本語を純粹化できず、新たな不純な要素を引き入れてますます混乱させるだけである。この川副の批判に対して、誠之は英語と日本語の方がシナ語と日本語よりも近親性があるという主張で答えるが、それは説得力のあるものではない。誠之の「ネオ・ジャパニーズ」は、当時様々な形で提唱された無数の日本語改良論の中の畸形の理論の一つとして忘却された。

しかし誠之の主張は、日本語の性質についての盲目的な洞察を含んでいるように見える。それは、日本語が文字に対して持つ欲望の構造に関係している。「自分の国語のなかで支那語を話す」(ラカン)ことを否定した誠之は、その代りに「自分の国語のなかで英語を話す」ことを欲望する。そこにおいて不変なのは、「自分の国語のなかで外国語を話す」ことへの執着である。「Ministers wa directy niwa Emperor ni mata indirecty niwa people ni responsible de aru」という「ネオ・ジャパニーズ」の文において「Ministers」「directy」「Emperor」「indirecty」「responsible」は英語読みされ、「wa」「niwa」「mata」「ni」「de aru」はローマ字読みされるが、それは漢文訓読における音読みと訓読みの構造を反復する。この英語読みは漢字の音読みと

同様、ネイティブの英語ではなく、日本語的にデフォルメされた音(たとえは「ミニスターズ」「ダイレクター」「エンペラー」「インダイレクター」「リスボンシブル」)にならざるを得ないだろう。

誠之が漢字で表記されない日本語のテニヲハの部分で「精神的要素」(psychological element)、漢字で表記可能な名詞・動詞の部分で「物質的要素」(physical element)と名づけたことは重要である。子安は、「漢字衣裳論」者は借り着的な、不適切、不必要な衣裳(漢字)を剥いでしまえば本体(固有日本語)はおのずからそこに存立しているはずだとたまたま素朴に信じてしまっている」と漢字廃止論者を批判するが、誠之にとつて日本語の「不易の部分」は「精神的」なのであって「物質的」(あるいは「身体的」)なものではない。しかし精神的であるとは、定義上それだけでは存在できないということでもある。身体に宿らない、身体から遊離した精神は、むしろ「幽霊」と呼ばなければならぬ。精神が精神であるためには身体の中に宿らなくてはならない。固有日本語は、文字の身体の中に宿ることで初めて精神であることができるのであり、文字から離れるなら幽霊であるしかない。文字は衣裳ではなく身体である。誠之はそれ故に漢字を排除した時、日本語の霊が宿るべき新たな文字形態を求めなければならなかった。

時枝誠記は、少年の頃父の「ネオ・ジャパニーズ」に熱したが、その後上田万年の「国語愛」の主張に感化され、むしろ伝統的な漢字仮名交じり文としての日本語を擁護する国語理論を構築し、父の理論を否定する。すなわち時枝の言語過程説に

において、音声と文字は対等の地位を与えられ、漢字は日本語の身体として組み込まれる。誠記の「詞」「辞」の理論は、誠記の「物質的要素」(physical element)「精神的要素」(psychological element)の区別を受け継いでいるように見えるが、誠記では「精神的要素」(psychological element)を包む外皮として「物質的要素」(physical element)があつたのに対して、誠記においては「辞」が「詞」を包むのであり、包摂関係が逆転している。そして誠記は、AとBを繫辞 *copula* によって総括する印欧語の「天秤型統一形式」に対して、「辞」が「詞」を包む日本語のあり方を「風呂敷型統一形式」と呼び、英語と日本語との間に類似性を見る誠記の立場を全面的に否定する。

この誠記の「詞」「辞」の理論は、表面的には純粹に文法的理論であつて、漢字の問題は関係ないように見えるが、「詞」と「辞」を区別する基準を考へるなら、そこには潜在的に漢字が決定的な役割を果していることが推測される。すなわち時枝によれば、「詞」が「概念過程を含む形式」であり「主体に對立する客体を表現」するのに対し、「辞」は「概念過程を含まぬ形式」であり「主体それ自身の直接的表現」とされる。この区別は、近似的には「名詞」「動詞」「形容詞」などと「助詞」「助動詞」「感動詞」などとの間の品詞分類上の区別に対応するが、柄谷行人が「詞と辞の区別は、漢字仮名の交用という日本のエクリチュールに根ざしている」と指摘するように、それは漢字によって表記できるかできないかの差異と考へることもできる。

そうであるとすれば、「辞」≡仮名とは「詞」≡漢字を「包む」

ものなのではなく、むしろ漢字に包みこめないもの、漢字からはみ出してしまふものなのではないか。漢字からはみ出したものをかへつて漢字を包むものとして表象したところに時枝理論の転倒性があり、それは東アジアの華夷秩序のはみ出し者としての日本が、近代においてかへつて東アジアを包摂しようとした「大東亜共栄圏」の思想の転倒性に対応すると言へるかもしれない。しかし戦時中に連呼された「鬼畜米英」や「尽忠報国」などの漢語の氾濫は、「辞」によって包み込まれることを拒絶した「表字音声」の反復強迫であつたように見える。

そして第二次世界大戦における日本の敗北は、再び漢字漢語に對する排斥の機運を呼び、「國語國字問題」を復活させる。誠記はこの再帰した父の亡霊と対決し、「現代かなづかい」に反対して論戦を繰り広げた。誠記は「現代かなづかい」を「表記の革命」と呼び、それを次のように批判する。

例へば、「経營」といふ語は、甲は「ケイエイ」と発音してゐると考へ、乙は「ケエエエ」と発音してゐると考へれば、ここに同一語に對して、「けいせい」「けえええ」の二表記が並立し、しかもどちらも正しいといふことになる。今もし、「経營」の仮名表記は、「けいせい」とするといふ取決めがあつて、表記者がこの取決めに従つて表記するのが、正しい仮名づかひであるとするならば、甲乙の発音の相違にも拘はらず、その表記は統一されることになるのである。自「己」の発音の忠実な模写によつて、表記が区々になつた場合、仮名づかひを、發音符号として見るならば、その区々であることに興味があ

るとも云へるかも知れないが、文字の役目は発音の忠実な表記を目的とする発音符号とは性質を異にするのである。文字の役目は、甲乙丙間の伝達の媒介をするところにあつて、表現の精密さとか、表現欲の充足にあるのではない。伝達の媒介を重要な任務とするのであるから、必要なことは、甲乙丙が、相互の間に取決められた約束に従つて表現を規制することである。従つて、表現者が、方言生活者である場合、彼自身の発音の方言的偏りを捨てて、一般の取決めである標準的表記に従ふことが要求されるのである。

「現代仮名づかい」は「自己の発音の忠実な模写」＝「自己の発音を聞くこと」によつて表記を行うと誠記は批判する。だがたとえば「経堂」という語を心の中で発音した時、甲の耳には「けいえい」と聞こえ、乙の耳には「けえええ」と聞こえたと感じられたとして、その時本当に甲の耳に「けいえい」、乙の耳に「けえええ」という音が響いたのか。そこで問われているのは、むしろ甲にとつても乙にとつても同一の音の結合体で、「けいえい」と表記するか「けえええ」と表記するかの選択ではないか。

誠記が「現代仮名づかい」を批判するのは、それが文字を抑圧するからではなく、むしろ文字を無法状態のまま増殖させる危険性をはらむからである。なぜ音声表記が複数化するかと言えば、それは音読そのもののはらむ「表字音声」的な決定不可能性に起因する。誠記がここで「約束」によつて抑圧しようとしているのは、「発音」そのものではなく、文字によるその「表記」

の在り方であり、日本語の「表字音声」性である。誠記は文字の役割を「伝達の媒介」に限定することで、「表現の精密さとか、表現欲の充足」を斥ける。言語過程説の中心的主張は、「表現主体」が「辞」を通して「詞」に生命を吹き込むことにあり、「詞」自体が「辞」なしで「表現」することはありえないとされる。しかしまさにこの「詞」自体が「辞」なしで「表現」することこそが、日本語に内在する「表字音声」的欲望の現れであり、そのことに盲目であることにおいて誠記の「現代かなづかい」批判は効力を持つことができなかった。

もちろん「現代かなづかい」の推進者の側も「表字音声」的欲望に自覚的だったわけではない。ただ彼らの目的が、単純に日本語表記の音声中心主義化にあつたにせよ、その結果もたらされたのはより一層の多様な表記の可能性であり、文字の増殖だった。それはたとえば戦後独立した韓国や北朝鮮においてハングル一元主義が徹底し、漢字が追放されたのと対照的である。これは戦後の日本のナシヨナリズムの相対的弱体化と相關するが、表記の多様化は日本語ワープロが登場した二十世紀末以後に顕在化する。キーボードによる文字の変換は、それがかな変換であれローマ字変換であれ、漢字を表すためにまず音声記号を呼び出さなくてはならない。それは音声のとめない文字化、異物化を促進する。インターネット時代の文字変換への欲望は、日本語の「表字音声」的本質をかつてなくあらわにしているのであり、それについて考えることはグローバルリズムの中で存在価値が問われている日本語の可能性をとらえかえす契機となるかもしれない。

- 注 1) 「論樹」第23号、論樹の会、二〇一一年十二月。本稿はこの論文と重複する内容を一部有している。
- (2) 古代文学会二〇一三年度企画「変成する言葉——古代文学の書物・身体・知」第一回、二〇一三年六月八日、共立女子大学。なお本稿における河野六郎の文字論への参照は、このシンポジウムで森洋介氏から寄せられた疑問への応答を意図している。
- (3) 『文字論』、三省堂、一九九四年九月。
- (4) 『日本国語大辞典』縮刷版、小学館、一九八〇年。
- (5) 『定本 言語にとって美とはなにか』、角川ソフィア文庫、二〇〇一年。
- (6) 『漢字論 不可避の他者』、岩波書店、二〇〇三年五月。
- (7) 「日本の読者に寄せて」、「エクリー」(宮本忠雄他訳、弘文堂、一九七二年)所収。
- (8) 「ネオ・ジャパニズム」については注(1)の論文参照。
- (9) 『国語学への道』、『時枝博士著作選』第2巻、明治書院、一九七六年。
- (10) 川副桜喬「アメリカに於けるローマ字運動」(『Romaji』第9巻2号、一九一四年)に引用された誠之自作の例文。
- (11) 『国語学への道』(注(9)参照)に拠る。
- (12) 『国語学原論』(岩波書店、一九四一年)。本稿は『国語学原論』上巻(岩波文庫、二〇〇七年)を参照。
- (13) 「エクリチュールとナシヨナリズム」、「ビューモアとしての唯物論」(筑摩書房、一九九三年)。
- (14) 『国語問題のために——国語問題白書——』、東京大学出版会、一九六二年。